5　子ども・子育て支援金率は、各年度において全ての健康保険の保険者が納付すべき支援納付金の総額を当該年度における全ての健康保険の保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、健康保険の保険者が定めることとした。（第一六〇条の二第一項関係）

6　健康保険組合連合会が行う健康保険組合に対する交付金の交付の事業の調整対象となる費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（附則第二条第一項関係）

三　船員保険法の一部改正関係

1　国庫が事務の執行に要する費用を負担する船員保険事業の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加することとした。（第一一二条第二項関係）

2　厚生労働大臣が保険料を徴収して充てる船員保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第一一四条第一項関係）

3　各被保険者の標準報酬月額等に一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を一般保険料等額とすることとした。（第一一六条第一項関係）

4　子ども・子育て支援金率は、各年度において協会が納付すべき支援納付金の額を当該年度における被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、協会が決定することとした。（第一二二条の二第一項関係）

四　児童福祉法の一部改正関係

1　妊婦等包括相談支援事業の創設

児童福祉法の事業の定義に、妊婦等包括相談支援事業として、妊婦及びその配偶者その他内閣府令で定める者（以下この1において「妊婦等」という。）に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業を位置付ける等、妊婦等包括相談支援事業について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条の三第二二項、第二一条の九、第二一条の一〇の二及び第二一条の一〇の三関係）

2　乳児等通園支援事業の創設

児童福祉法の事業の定義に、乳児等通園支援事業として、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満三歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業を位置付ける等、乳児等通園支援事業について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条の三第二三項、第三四条の一五第一項及び第二項、第三四条の一六第一項、第三四条の一七第三項並びに第五八条第二項関係）

3　要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携

要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めることとした。（第二五条の二第六項関係）

五　地方税法の一部改正関係

1　国民健康保険税における支援納付金の徴収等

市町村が被保険者の属する世帯の世帯主から国民健康保険税を徴収して充てる当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加する等、国民健康保険税における支援納付金の徴収等について所要の規定の整備を行うこととした。（第七〇三条の四第一項第一号、第二項第四号、第二八項～第三〇項及び第三七項関係）

2　国民健康保険税の減額

市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合、又は国民健康保険税の納税義務者若しくはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合若しくは出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する一八歳以上被保険者均等割額を減額する等、国民健康保険税の減額について所要の規定の整備を行うこととした。（第七〇三条の五第一項、第三項及び第四項関係）

六　私立学校教職員共済法の一部改正関係

短期給付等事務に、支援納付金に係る掛金の徴収を追加することとした。（第二二条第二項関係）

七　国家公務員共済組合法の一部改正関係

1　国家公務員共済組合の業務

国家公務員共済組合が行う業務に、支援納付金の納付に関する業務を追加することとした。（第三条第四項関係）

2　育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の創設

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給要件、支給額等、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金について所要の規定の整備を行うこととした。（第六八条の三及び第六八条の五関係）

3　支援納付金

㈠　短期給付等事務に、支援納付金に係る掛金及び負担金の徴収を追加する等、支援納付金の納付に関する所要の規定の整備をすることとした。（第四〇条第二項、第九九条第一項及び第二項第三号並びに第一〇〇条第四項関係）

㈡　国は、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給に要する費用については、当該事業年度において支給される育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の額を負担することとした。（第九九条第四項第二号関係）

八　国民健康保険法の一部改正関係

1　国の負担

㈠　国が国民健康保険組合（以下この八において「組合」という。）に対して事務の執行に要する費用を負担する国民健康保険の事務に、支援納付金の納付に関する事務を追加することとした。（第六九条関係）

㈡　都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国が都道府県に対し負担することとされている額の算定対象に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第七〇条第一項関係）

2　組合に対する補助

国が組合に対し補助することができる額の算定対象に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加することとした。（第七三条第一項関係）

3　都道府県及び市町村の補助及び貸付

都道府県及び市町村が補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第七五条関係）

4　国民健康保険事業費納付金の徴収

都道府県が国民健康保険事業費納付金を徴収して充てる当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第七五条の七第一項関係）

5　保険料の徴収

㈠　市町村が被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収して充てる当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第七五条の七第一項関係）

㈡　組合が組合員から保険料を徴収して充てる国民健康保険事業に要する費用に、支援納付金の納付に要する費用を追加することとした。（第七六条第二項関係）